

# 山梨県インクルーシブ教育推進事業実施要綱

山梨県教育委員会

## 1 趣旨

特別支援教育は、障害のある児童生徒等や特別な支援を必要とする児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、発達障害のある児童生徒等も含め、障害のある児童生徒等や特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍する全ての学校において実施されるものである。

本県では、平成24年7月に文部科学省初等中等教育分科会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告がされたことを受け、平成25年度から27年度には「特別支援教育体制強化事業」、平成28年度以降は「インクルーシブ教育推進事業」に取り組んできている。

これまでの取り組みによって特別支援教育への理解と対応が進むとともに、多様な教育的ニーズのある児童生徒等が増加していること、特別支援教育を受ける児童生徒等が増加していること、また、国における近年の特別支援教育に関する動向等を踏まえ、共生社会の形成に向け、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等とが可能な限り居住地域において同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の整備・充実を推進する。

## 2 推進地域及び対象

山梨県内全域を推進地域とし、本県の市町村（組合）教育委員会、幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校を対象とする。

## 3 実施体制

県教育委員会特別支援教育・児童生徒支援課が中核となり、教育・医療・福祉・保健・労働等の関係者と連携しながら、本事業を実施する。なお、年2回開催する山梨県インクルーシブ教育システム推進連携会議に事業の進捗等を報告し、より有効な推進方法等について検討する。

## 4 事業内容

各事業の内容は別紙のとおりとする。

## 附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙 事業の内容

<インクルーシブ教育の推進>

項目	目標	実施主体	具体的な取り組み
就学支援体制の充実	・ 児童生徒等の教育的ニーズに的確に応える学びの場への就学支援	県教育委員会 県総合教育センター 市町村(組合)教育委員会 特別支援学校のセンター的機能 やまなし幼児教育センター	・ 早期からの相談及び就学支援の充実 ・ 総合教育センター相談支援センターとの連携 ・ サポートノート及び就学支援シートの活用 ・ 特別支援学校との連携 ・ やまなし幼児教育センターとの連携
教員の専門性の向上	・ 全ての校種における特別支援教育に係る研修の実施	県教育委員会 県総合教育センター 教育事務所 市町村(組合)教育委員会 幼稚園等、小中高等学校	・ 特別支援教育に関する基本研修(管理職、全教員) ・ 特別支援教育に関する各園及び各校での校内研修
幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実	・ 多様な教育的ニーズのある児童生徒等の学びの充実	県教育委員会 県総合教育センター 教育事務所 市町村(組合)教育委員会 幼稚園等、小中高等学校	・ ユニバーサルデザインによる学級経営や授業づくり ・ 「やまなしスタンダード(特別支援教育)」の活用 ・ 校内委員会での検討 ・ 環境設定(基礎的環境整備) ・ 合理的配慮の提供 ・ ICTの活用 ・ スクールカウンセラー等専門家との連携
交流及び共同学習の推進	・ 児童生徒等の社会性や豊かな人間性の育成及び障害の理解促進	県教育委員会 県総合教育センター 市町村(組合)教育委員会 幼稚園等、小中高等学校	・ 学校間交流 ・ 地域交流 ・ 居住地校交流 ・ 通常の学級と特別支援学級の交流
切れ目のない支援の継続	・ 進学時や進級時の移行期における情報の引継ぎと支援の継続 ・ 中学校や高等学校卒業時の就労先等へ情報の引継ぎ	県教育委員会 県総合教育センター 教育事務所 市町村(組合)教育委員会 幼稚園等、小中高等学校 特別支援学校	・ サポートノートの活用 ・ 個別の教育支援計画の活用 ・ 中高連携シートの活用

<インクルーシブ教育システム構築のための体制整備>

項目	目標	実施主体	具体的な取り組み
教員の専門性の向上	・特別支援教育に係る教員の専門性向上	県教育委員会 県総合教育センター 教育事務所 市町村(組合)教育委員会 幼稚園等、小中高等学校 特別支援学校	・特別支援教育に関する研修(管理職、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当者、特別支援学級担任) ・山梨県教育委員会教育職員免許法認定講習会(特別支援学校教員講習)
幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実	・通級による指導、特別支援学級、特別支援学校における、特別支援教育の充実	県教育委員会 県総合教育センター 教育事務所 市町村(組合)教育委員会 幼稚園等、小中高等学校	・校内委員会での検討 ・環境設定(基礎的環境整備) ・合理的配慮の提供 ・ICTの活用 ・個別の教育支援計画の作成と活用 ・「通級による指導」効果発揮研修事業 ・地区及び専門部特別支援連携会議
特別支援学校の専門性の充実	・特別支援学校の専門性の維持向上 ・特別支援学校のセンター的機能の発揮	県教育委員会 県総合教育センター 特別支援学校	・特別支援学校コーディネーター資質向上研修 ・外部専門家の派遣 ・看護師の配置
相談支援体制の整備(切れ目のない支援の継続体制整備)	・児童生徒等の教育的ニーズの把握及び対応 ・特別支援教育推進のための相談支援体制の整備	県教育委員会 県総合教育センター	・特別支援学校のセンター的機能 ・教育支援アドバイザー ・専門家チーム ・山梨県教育支援委員会 ・高校生こころのサポートルーム活用事業

# 山梨県インクルーシブ教育推進事業

特別支援教育・児童生徒支援課

## 現状と課題

- 特別支援教育への理解と対応が進むとともに、多様な教育的ニーズのある児童生徒等が増加している。
- 特別支援教育を受ける児童生徒等が増加している。
- 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月）など、国における近年の特別支援教育に関する動向等を踏まえ、共生社会の形成に向けた一層の取り組みが必要。

## 目指す姿（目的）

- 障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等とが可能な限り居住地域において同じ場で共に学ぶことを追求する。
- 一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の整備・充実を推進する。

## 事業内容

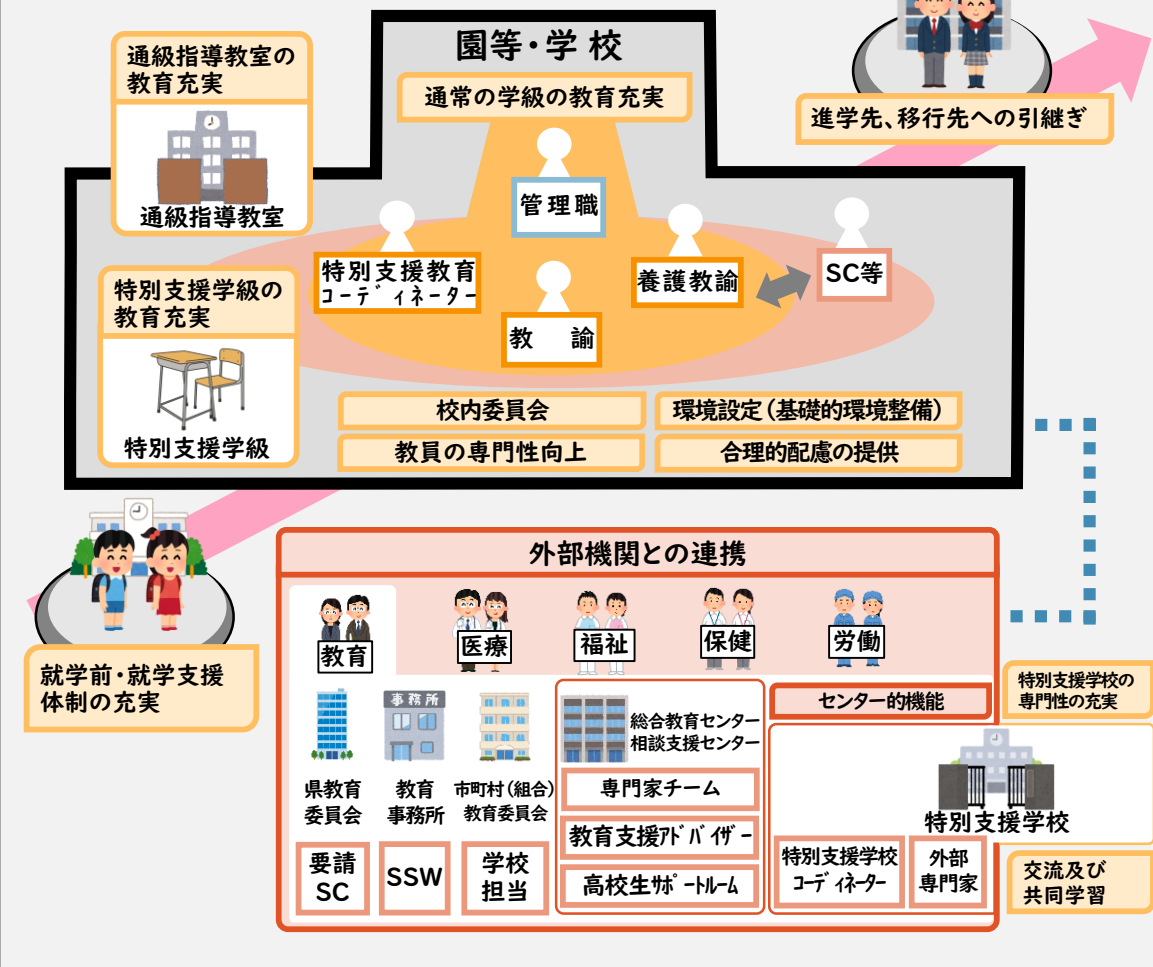
<インクルーシブ教育の推進>

- 就学支援体制の充実
- 教員の専門性の向上
- 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実
- 交流及び共同学習の推進
- 切れ目のない支援の継続

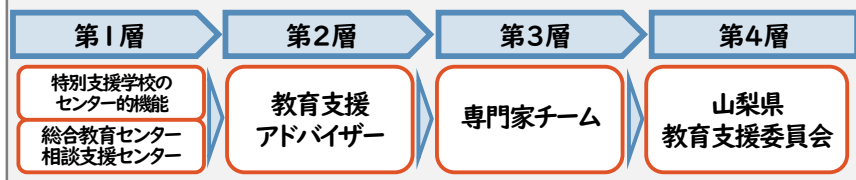
<インクルーシブ教育システム構築のための体制整備>

- 教員の専門性の向上
- 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育体制の整備・充実
- 特別支援学校の充実
- 相談支援体制の整備

## 事業体系図



## 相談支援体制



## 連続性のある多様な学びの場の整備・充実

